

6月NEWS

【1】税制情報

今回は、「キャッシュレス決済における決済手数料等の消費税処理」について、ご紹介をさせていただきます。

本年10月の消費税率引上げとともに、キャッシュレス決済のポイント還元策が始まり、今後キャッシュレス決済に対応する事業者は増加するとみられています。決済事業者等に支払う手数料等の消費税処理には、注意が必要となってきます。

キャッシュレス決済のポイント還元は、クレジットカードや電子マネーなど様々な決済手段が対象となります。

店舗は決済事業者に対して手数料を払うこととなりますが、その決済手数料等に消費税がかかるか否かは、金銭債権の譲受けに当たるかがポイントとなります。

クレジットカードの場合、店舗が商品を販売した消費者に対して持つ債権をカード発行会社（決済事業者）に譲渡する形となり、店舗が負担する決済手数料は“金銭債権の譲受け”に該当し消費税は「非課税」となります。

しかし昨今では、多様な決済方法を一括して導入できることから店舗とカードを発行する決済事業者の間に“決済代行業者”を挟むことがあります。

店舗が決済代行業者に対し負担する手数料は、基本的には決済代行に係る役務提供の対価として課税取引に該当します。

電子マネー決済などに係る手数料も、システム利用に係る事務手数料等として課税となります。

決済手数料等については上記のような消費税の取扱いが考えられますが、契約実態によって異なる場合もあり得ます。現に、これまではクレジットカード決済手数料を役務提供の対価として「課税」と扱ってきましたが、契約構成の変更により「非課税」に変更したことを加盟する店舗側に案内した事業者もありました。

店舗側は、事業者からの請求書等で手数料等に消費税が課されているかを確認し、その内容に応じた処理を適切に行うことが肝要となるでしょう。

【2】6月の主な税務

6月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
6月10日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
7月1日	4月決算法人の確定申告
7月1日	1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
7月1日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
7月1日	10月決算法人の中間申告
7月1日	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
7月1日	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

【 スタッフの一言 】

日中は汗ばむほどの陽気となり、初夏の気配を感じる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

5月末が申告期限である、3月決算法人の確定申告を終え、私共の事務所にとっては、繁忙期に一つの区切りを迎えることが出来ました。ただ、これからも気を緩めることなく、日々の業務に励んで参りたいと思います。

朝晩との寒暖差が激しく、体調を崩しやすい時期でもありますので、くれぐれもお体ご自愛下さいませ。

担当:猪熊